

平成 26 年 2 月 7 日

福島県浪江町
町長 馬場 有 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



「総括基準(精神的損害の増額事由等について)」に基づく精神的損害賠償増額の要求書」へのご回答

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、浪江町の皆さまをはじめ、福島県民の皆さまに大変な迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

さて、貴町から平成 26 年 1 月 20 日にいただきました標記の要求書に対しまして、下記のとおり、回答させていただきますので何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

今般要介護者等を対象とした賠償を開始するにあたり、要介護者が通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きいことを認めたものであるから、総括基準に記載された項目

「懐妊中であること」

「乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」

「重度または中程度の持病があること」

なども同様に通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きいことは明らかであるので精神的損害賠償増額を早急に開始するようのご要望をいただきました。

今般の「要介護者さま等への増額賠償」につきましては、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例を踏まえて、賠償において類型化できる損害として被害を受けられた皆さまに広くご案内させていただくものです。

ご指摘いただいている「総括基準」とは、原子力損害賠償紛争解決センターが和解の仲介を進めていく上で多くの申し立てに共通する問題点に関して一定の基準を示すものであり、これまで個別にご事情を踏まえ賠償させていただいておりましたが、今般の賠償はこれまでの和解事例を踏まえ、通常の避難された方と比べてその精神的苦痛が大きい対象者につきまして、客観的な証明書類等で確認できることが整理できたため広く一律的な賠償を行うこととさせていただきます。

「総括基準」他項目の未実施理由

- 「懐妊中であること」「乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」につきましては、自主的避難等に係る賠償において、避難等対象区域をはじめ 30 km 圏内の区域および自主的避難区域に滞在されていた「妊娠されていた方」「子供（乳幼児を含む）」の居る世帯へ精神的損害について追加でのお支払いをさせていただいている方がいらっしゃることから、この賠償対象である精神的損害とは別の損害、あるいはより大きい損害を被られている場合につきましては、引き続き個別にご事情を踏まえ賠償させていただきます。
- 「重度または中程度の持病があること」につきましては、持病の症状・ご事情がそれぞれ異なっている場合が多く、賠償の対象となる方を客観的に判断し一律に類型化することが難しいため、引き続き個別にご事情を踏まえ賠償させていただければと存じます。
- 「避難所の移動回数が多かったこと」「家族の別離・二重生活等が生じていたこと」につきましては、避難された方の避難実態がそれぞれ異なることから、賠償の対象となる方を客観的に判断し一律に類型化することが難しいため、引き続き個別にご事情を踏まえ賠償させていただければと存じます。

なお、発生した交通費等の諸費用につきましては実費をお支払いさせていただいております。

上記のように、ご要望の項目について広く一律的な賠償を行うことは難しいと考えておりますが、個別にご事情を承り、総括基準や原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例等を参考に被害を受けられた皆さまに対して親身・親切的な賠償に努めてまいりたいと考えております。

また、和解事例等の分析を通じて広く一律的な賠償を行うための検討を継続してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

以 上